

堺市監査委員公表第 31 号

包括外部監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、  
地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 22 年 3 月 31 日

堺市監査委員	西林	克敏
同	吉川	敏文
同	木戸	唯博
同	小杉	茂雄

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	包括外部監査	
監査実施期間	平成19年7月1日～平成20年3月26日	
措置を講じた部局等	子ども青少年局 子ども家庭課 社会福祉法人 堺市社会福祉事業団	
事項等 (意見、問題提起、提言等)	措置内容	
<p>7. 社会福祉法人 堺市社会福祉事業団</p> <p>【1】退職給付引当金の計上について(意見)</p> <p>従来、常勤のプロパー職員の退職金支出は退職共済及び市からの受託料(指定管理料)収入で賄ってきた。</p> <p>平成18年度末において常勤のプロパー職員は85名に達しており、その比率が高くなってきていることを考慮すると、適正な期間損益計算を行うためにも早急に金額を把握し退職給付引当金の計上を検討する必要があると考える。</p> <p>【2】指定管理者業務の実績精算について(意見)</p> <p>市の「指定管理者活用のためのガイドライン」では、不足分は補填しない代わりに原則精算は行わないと決められている。しかし、当団体は指定管理者業務のみを行っており、それ以外の自主事業を行っていない当団体に対して剰余金を認めないというのは、業務遂行の効率性に関して悪影響を及ぼすのみならず、市からの独立性を著しく損なうことになるとも考えられる。よって指定管理者を外れた場合の当団体の存在意義を鑑みると、将来において自主事業を開始する場合の</p>	<p>【1】平成21年度末において、当団体の常勤のプロパー職員は100名を超えており、定例的な退職金支出が見込まれております。適正な期間損益計算を行うため、平成20年度より、退職給付引当金を計上しております。</p> <p>【2】当団体の自立性及び自主事業を開始する場合の自己資金の留保について検討を進める中、給付費を当団体の収入とすることとあわせて、精算を行わない契約への変更を検討しております。</p>	

自己資金として当該剰余金を現段階から積み立てるべく、指定管理者業務の精算不要を市に打診する必要があると考える。( )	
--	--

( 印の指摘事項に対する措置通知内容については、今後も所管部局に対し引き続き措置の報告を求めていきます。)

注) 文中の 印は、監査委員事務局において付記したものです。